

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 100
- 告 示
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 101
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 101
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 101
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 101
- 保安林の指定をする予定である件 101
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 101
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 101
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 105
- 公告
浸水想定区域を指定した件三件 105
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 105
- 福島県選挙管理委員会
審査の申立てについて裁決した件 106

訓 令

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
福島県職員安全衛生管理規程（昭和五十八年福島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「別表健康管理指導区分により判定し」を削る。
第三十七条第一項を次のように改める。

所屬長は、健康診断の結果で異常の所見があると診断された職員について、健康管理医が別表の判定基準により判定した健康管理指導区分に応じ、同表の事後措置の基準に従って適切な措置を取らなければならない。

第三十七条第二項中「による」の下に「就業面」を加え、「当該健康診断をした医師又は」を削る。

別表を次のように改める。
別表（第35条、第37条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

区 分	健 康 管 理 指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
	区 分	判 定 基 準	
就業面	A（通常勤務）	勤務を平常に行つてよいもの	勤務場所、職務若しくは勤務時間の変更又は休暇により勤務を軽減し、かつ、超過勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張を制限する必要があること。
	B（要制限）	勤務に制限を加える必要のあるもの	
	C（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	
医療面	I（観察不要）	医師による直接の医療行為又は指導を必要としないもの	療養のため休暇、休職等により一定期間勤務させない必要があること。

II (要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病又は再発防止のための指導等を受けるよう指示すること。
III (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	精密検査等の必要な検査を受けるよう指示すること。また、必要な治療を受けるよう指示すること。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

告 示

福島県告示第百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年三月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン勿来 福島県いわき市錦町江栗大町十八番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹

(変更後) 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十四号

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号

三 変更した年月日

1 代表者の氏名の変更 平成二十六年八月七日

2 住所の変更 平成十六年九月二十七日

四 届出年月日

令和八年三月二日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

令和八年三月十三日

福島県告示第百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年三月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン勿来 福島県いわき市錦町江栗大町十八番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興

(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

中道リース株式会社

代表取締役 関 寛

北海道札幌市中央区北一条東三丁目三番地

(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

中道リース株式会社

代表取締役 関 崇博

北海道札幌市中央区北一条東三丁目三番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興

(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

株式会社ツルハ

代表取締役 鶴羽 順

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号
株式会社ツルハ

代表取締役 八幡 政治

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号

三 変更した年月日

1 株式会社ヨークベニマルに係る住所の変更 令和三年二月十一日

2 株式会社ヨークベニマルに係る代表者の氏名の変更 令和六年三月一日

3 中道リース株式会社に係る代表者の氏名の変更 令和四年三月十七日

4 株式会社ツルハに係る代表者の氏名の変更 令和二年八月十一日

四 届出年月日

令和八年三月二日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダデンキアウトレット郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用

政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャパンミート郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャパンミート郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

2 騒音の発生に係る事項

(一) 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の送風機等の騒音規制法に規定される特定施設を設置する場合、事前の届出が必要である。

(二) 福島県生活環境の保全等に関する条例に規定される騒音指定施設について、騒音指定施設の種類の数を、直近の届出により届け出た数の二倍を超える数に増加させる場合、事前の届出が必要である。

3 廃棄物に係る事項等

(一) 工事中間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

4 敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える

街並みづくり等への配慮等

場合は、屋外広告物許可申請が必要になる。
 (二) 次に挙げる行為のいずれかを行う場合は、郡山市景観づくり条例に基づき、三十日前までに大規模行為の届出が必要になる。また、※に該当する場合は、事前協議が必要になる。

ア 面積が三千平方メートル若しくは高さ五メートルかつ長さ十メートルを超える法面が生じるような土地の区画形質の変更。

イ 高さが十三メートルを超える若しくは表示面積が百平方メートルを超える広告物の設置。

ウ 建築物の高さが十三メートルを超えるまたは建築面積が千平方メートルを超えるもの

※ 建築物の高さが三十一メートルを超えるまたは延べ面積が一万五千平方メートルを超えるもの

※ 広告物の高さが三十一メートルを超えるもの
 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス須賀川駅前店 福島県須賀川市栄町二百九十番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス白河老久保店 福島県白河市老久保十二番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町針生字沖一二五五の一から一二五五の三まで、一七五九の一、一七五九の二、一七六〇から一七六四まで、一七七六の四、一七八一の一から一七八一の三まで、一七八二の一、一七八二の二、一七八三の二、一七八三の三、一七八四の一、一七八四の二、一七八八の一、一七八八の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡大熊町大字野上字湯の神二四から二七まで、四三から五二まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、大熊町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び大熊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 下重康男 下重和喜 園部安之丞 原トミ 原浅之助 安部子之松 安野廣衛 益子吉之助 益子千代松 益子全太郎 益子房次郎 益子留吉 益子廣次 遠藤左男文 岡本千代吉 下重亀吉 下重廣松 岩淵輪平 菊地辰之助 菊池光之助 菊池大五郎 吉成宗之助 吉村金四郎 吉田友治 宮田千代松 近藤勝繁 近藤巳巳 金沢喜一郎 金沢春友 金沢新太郎 金沢正藏 金沢芳太郎 郡司テツ 郡司波太郎 古市敬 古市平治 古市満次郎 古市量造 後藤忠介 江口伊六 江面タケ 江面ミノ 江面政吉 江面政廣 江面貞之助 江面末吉 荒川八郎 高橋一郎 高橋通造 高橋寅吉 高橋梅四郎 高橋利惣治 根本龍雄 佐佐木又八 佐川仙太郎 佐藤伊之助 三森傳次郎 山岡米次郎 七宮重寿 車田兼吉 車田春吉 車田末吉 車田勇吉 勝田常三郎 勝田年次郎 勝田廣作 小野久 小野安秀 小野伊三吉 小野伊兵衛 小野勘次郎 小野鬼子一 小野糸之助 小野克巳 小野甚之丞 小林重藏 松本房之助 森谷ツル 深谷幾 秦春次 秦泰 星正寿 星忠正 星巳之次郎 生畑目久右エ門 生畑目久五郎 生畑目源次郎 生畑目幸七 生畑目清五郎 生畑目辰之助 青砥義雄 青砥善一郎 青砥勇四郎 齊藤義勝 齊藤菊之助 齊藤幸四郎 齊藤浩藏 齊藤仁平 齊藤正次 齊藤泰助 齊藤寅之助 齊藤茂一 石井岩吉 石井庄太郎 石井芳藏 石井弥右エ門 石黒運太郎 石川浅之助 石川巳之太郎 早田政市 大竹八郎 大縄安之助 大縄兼吉 大縄佐助 中野西数馬 長島亀吉 鳥居克巳 渡辺綱雄 藤井儀作 藤田正 藤田登 藤田一郎 藤田森之助 藤田倉吉 白坂丑藏 白坂吉四郎

白石源助 白石幸吉 白石長太郎 白石道男 畑田栄之介 飯田仁吉 武石重義

穂積主税 芳賀吉太郎 木村道之助 木田廣治 緑川泰藏 緑川寅吉 林子之吉 鈴木勘之助 鈴木松太郎 鈴木信太郎 鈴木政之助 鈴木直四 鈴木直之助 鈴木藤太郎 和田秀玉 眞田梅之助 江面浅吉 緑川末吉 園部幸弘 北郷鶴吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第四十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 渡辺龍夫 渡邊保 星悦子 星伝太郎 横山道伸 三瓶敏武 小沼知久平 小沼知久平 小沼彌助

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第七十八号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

- 一 所在の不明な者の氏名
増子伴次郎 本多芳次 石井熊太郎 石井勝治 石井千代松 石井勇四郎 鈴木勲 鈴木實 鈴木榮
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第百二十二号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 矢吹町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
県南都市計画下水道事業（矢吹町流域関連公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十三年十二月十五日
- 四 事業施行期間
（変更前）昭和五十三年十二月十五日から令和九年三月三十一日まで
（変更後）昭和五十三年十二月十五日から令和十四年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（令和二年福島県告示第百八十二号）の事業地のうち、西白河郡矢吹町滝八幡、新町、善郷内、北浦、大和内の各一部の区域を変更する。
同事業地のうち、西白河郡矢吹町赤沢を削る。
使用の部分 変更なし
（下水道課）

公 告

公告第六十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、滝谷川、東川、大谷川、沼沢川、入原川、打越川及び大岐川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

公告第六十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、三平川、荒川、新川放水路、鍛冶屋川、白津川、新川、平田川、田沢川、下浅川、小浜川、平石川、瀬戸川及び朝日出川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和八年三月十三日

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

公告第六十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、石筵川、七瀬川、日沢川、後庵川、南川、黒石川、南川放水路、鶴巻川、西ノ川及び多田野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和八年三月十三日

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

公告第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津坂下町から会津坂下都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

令和七年十一月十六日執行の福島市長選挙における当選の効力に関し、鹿児島県阿久根市脇本九〇九三―二永井豪から提起された審査の申立てについて、令和八年一月十五日、次のとおり裁決してした。

令和八年三月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良洋

裁 決 書

鹿児島県阿久根市脇本九〇九三―二

審査申立人 永井 豪

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和七年十二月三日付けで提起された同年十一月十六日執行の福島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の

効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和七年十一月十七日に福島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、同年十二月一日にこれを却下する決定をした。

申立人は、これを不服として、同年十二月三日、当委員会に対し、この決定を取り消し当選人の当選を無効とするとの裁決を求めたものである。

裁決の理由

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六条第二項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が行うことができることとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区に選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある」（昭和三十九年二月二十六日最高裁判所大法廷判決）とされている。この趣旨に照らせば、同項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙人においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである。

当委員会において、申立人の住民登録等の状況に関し調査したところ、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者ではないため、法第二百六条第二項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しない。

したがって、申立人による本件審査の申立ては不適法であって補正することができないことは明らかである。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和八年一月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良洋